一問一答

2026

法学＆実務

一問一答の使い方

● 本書のつくり

• 昇任試験でよく問われる問題を厳選収録した一問一答形式の問題集です。

昇任試験頻出問題を厳選して出題しています。

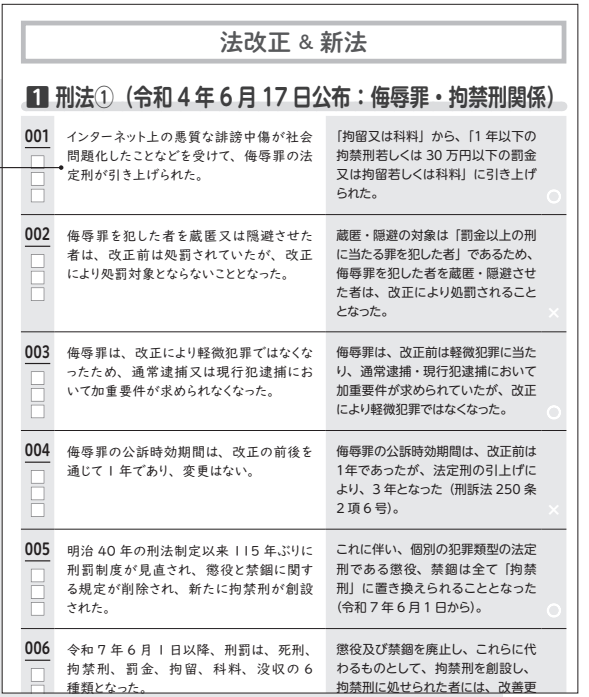

法改正 & 新法

1 刑法①（令和 4 年 6 月 17 日公布：侮辱罪・拘禁刑関係）

001	インターネット上の悪質な誹謗中傷が社会問題化したことなどを受けて、侮辱罪の法定刑が引き上げられた。	「拘留又は科料」から、「1 年以下の拘禁刑若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられた。 ○
002	侮辱罪を犯した者を蔵匿又は隠避させた者は、改正前は処罰されていたが、改正により処罰対象とならないこととなった。	蔵匿・隠避の対象は「罰金以上の刑に当たる罪を犯した者」であるため、侮辱罪を犯した者を蔵匿・隠避させた者は、改正により処罰されることとなった。 ×
003	侮辱罪は、改正により軽微犯罪ではなくなったため、通常逮捕又は現行犯逮捕において加重要件が求められなくなった。	侮辱罪は、改正前は軽微犯罪に当たり、通常逮捕・現行犯逮捕において加重要件が求められていたが、改正により軽微犯罪ではなくなった。 ○
004	侮辱罪の公訴時効期間は、改正の前後を通じて 1 年であり、変更はない。	侮辱罪の公訴時効期間は、改正前は 1年であったが、法定刑の引上げにより、3 年となった（刑訴法 250 条 2 項 6 号）。 ×
005	明治 40 年の刑法制定以来 115 年ぶりに刑罰制度が見直され、懲役と禁錮に関する規定が削除され、新たに拘禁刑が創設された。	これに伴い、個別の犯罪類型の法定刑である懲役、禁錮は全て「拘禁刑」に置き換えられることとなった（令和 7 年 6 月 1 日から）。 ○
006	令和 7 年 6 月 1 日以降、刑罰は、死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収の 6 種類となった。	懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設し、拘禁刑に処せられた者には、改善更

全問アプリで解くことができます！

一問一答 2026　全問配信！

昇試対策アプリ
KEISATSU KORON PASSPORT の使い方

Step 1　アプリ「KEISATSU KORON PASSPORT」をダウンロードしましょう

App Store からダウンロード　　Google Play で手に入れよう

Step 2　会員登録をしましょう

1.会員登録を選択

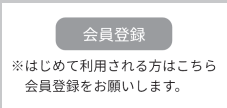

ログイン画面下部の
会員登録を選択

2.必要事項を入力

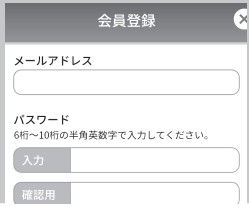

3.メールを受信

会員情報登録後に
メールが届きます。
メールに記載の
URLへアクセスすると
会員登録が完了します。

Step 3　問題を追加しましょう

1.シリアルナンバーを入力

画面上の アイコンをタップして
懸賞ハガキ記載のシリアルナンバー
(数字12桁) を入力してください。

2.問題を追加

シリアルナンバー
入力後、
問題の横にある をタップすると問題がダウンロードされます。

問題をダウンロードしたら学習を開始しましょう！

法改正＆新法

1 刑法① 007
2 刑法② 007
3 刑法③ 008
4 性的姿態撮影等処罰法 010
5 刑訴法① 012
6 刑訴法② 013
7 DV 防止法 014
8 銃刀法 015
9 麻向法等 017
10 道交法 017
11 地域警察運営規則 019
12 入管法等① 022
13 入管法等② 023
14 こども性暴力防止法 023
15 道交法施行規則 024

憲法

1 天皇 025
2 基本的人権の享有主体 025
3 プライバシー権（肖像権を含む） 026
4 法の下の平等（平等権） 026
5 思想及び良心の自由 027
6 信教の自由 027
7 表現の自由 028
8 人身の自由（法定手続の保障） 028
9 人身の自由（不当に逮捕されない権利） 029
10 人身の自由（不当に抑留・拘禁されない権利） 029
11 人身の自由（住居の不可侵） 030
12 人身の自由（拷問及び残虐刑の禁止） 030
13 人身の自由（被告人の権利） 031
14 黙秘権・自白法則・補強法則 031
15 一事不再理効・二重処罰の禁止等 032
16 経済的自由権・社会権的基本権 032
17 受益権・参政権 033
18 国会 034
19 内閣・裁判所・地方自治等 035

行政法

1 警察の目的・責務 037
2 国家公安委員会 037
3 都道府県警察 037
4 都道府県警察相互間の関係等 038
5 緊急事態の特則 039
6 苦情の申出 039
7 職務質問 039
8 自動車検問 040
9 所持品検査 040
10 任意同行 041
11 凶器捜検 041
12 保護 042
13 避難等の措置 042
14 犯罪の予防・制止 043
15 立入り 043
16 武器の使用 044
17 行政処分 044
18 権限の委任・代理 045
19 即時強制 045
20 地方公務員の服務 045
21 懲戒・分限 046
22 行政不服審査法 046
23 国賠法 046

刑　法

1 罪刑法定主義 048
2 刑法の場所的適用範囲 048
3 不作為犯 049
4 間接正犯 050
5 因果関係 051
6 正当防衛 051
7 緊急避難 052
8 その他の違法性阻却事由 053
9 責任能力 053
10 故意・過失 054
11 錯誤 055
12 未遂犯等 056
13 中止未遂 056
14 共同正犯 057
15 教唆犯・幇助犯 058
16 共犯の諸問題 058
17 罪数 060
18 殺人の罪 060
19 暴行罪・傷害罪 061
20 遺棄の罪 061
21 逮捕・監禁罪 062
22 脅迫罪 062
23 住居侵入の罪 063
24 業務妨害罪 063
25 名誉毀損罪 064
26 性的自由に対する罪 064
27 窃盗罪 065
28 強盗の罪 066
29 詐欺罪・恐喝罪 067
30 横領の罪 068
31 放火の罪 068
32 文書偽造の罪 069
33 公務執行妨害罪 070
34 逃走の罪 070
35 犯人蔵匿罪、証拠隠滅罪等 071
36 賄賂の罪 071

刑事訴訟法

1 捜査の端緒 073
2 捜査の主体 075
3 被疑者・弁護人 076
4 任意捜査 077
5 通常逮捕 078
6 緊急逮捕 079
7 現行犯逮捕 080
8 逮捕後の手続 080
9 令状による捜索・差押え 081
10 令状によらない捜索・差押え 083
11 捜索・差押えの実施 084
12 捜索・差押え以外の物的証拠の収集 087
13 その他の捜査 088

14 勾留 089
15 事件処理 090
16 証拠 091
17 被告人以外の者の供述証拠等 091
18 被告人の供述調書・自白 092
19 違法収集証拠 093

総務・警務

1 総務・警務・管理 094
2 幹部の役割 094
3 非違事案の防止 095
4 犯罪被害者等支援 095
5 ハラスメント 096
6 懲戒・分限 097
7 福利厚生 097
8 捜査費 098
9 遺失物の取扱い 098
10 拳銃の使用取扱い 099
11 広報・広聴等 099
12 留置業務 100
13 護送業務 100
14 被疑者取調べ監督 101
15 情報管理 101

生活安全

1 防犯活動 102
2 ストーカー規制法違反の取締り 102
3 配偶者からの暴力への適切な対応 103
4 その他の人身安全関連事案 103
5 特殊詐欺対策 104
6 警備業・古物営業・質屋営業 104
7 サイバー犯罪の特性 105
8 サイバー犯罪対策 105
9 不正アクセス禁止法違反等 106
10 保護 107
11 行方不明者発見活動 108
12 少年の非行防止と保護 108
13 少年事件の捜査 109
14 触法調査・ぐ犯調査 110
15 福祉犯 111
16 風俗環境 111
17 外国人労働者に係る雇用関係事犯 112
18 生活経済事犯の取締り 112
19 その他の特別法令等違反 113
20 銃砲刀剣類等 114

地　域

1 地域警察の勤務制・運用 115
2 地域安全活動 116
3 警ら 117
4 巡回連絡 118
5 地域警察の警戒活動 118
6 無線指令等 120
7 受傷事故防止 121

刑　事

1 犯罪捜査の基本 123
2 被害届・告訴・告発・自首の取扱い 123
3 臨場・証拠保全 124
4 急訴事案に対する措置 125
5 被疑者の取調べ 125
6 参考人等の事情聴取 126
7 盗品等捜査・遺留品捜査 126
8 手配捜査 127
9 手口捜査・聞き込み捜査 127
10 捜索・押収 128
11 面割・面通し 128
12 窃盗事件の捜査要領 128
13 暴行・傷害事件の捜査要領 128
14 性犯罪・人身安全関連事案への対応要領 129
15 知能犯捜査・選挙違反捜査 129
16 暴力団対策 130
17 特殊詐欺 130
18 薬物銃器犯罪の取締り 132
19 外国人に係る事件事故の取扱要領 132
20 マネー・ローンダリング対策 133
21 鑑識活動 133
22 身元確認制度 135
23 検視 135

交　通

1 安全運転管理者 137
2 緊急自動車 137
3 特定小型原動機付自転車等 138
4 自動運行 138
5 交通安全教育 139
6 交通指導取締り 139
7 交通反則通告制度 140
8 放置駐車違反の取締り 140
9 飲酒運転 141
10 危険運転 142
11 交通事故事件捜査 143
12 交通規制 145
13 高齢運転者対策 146
14 運転免許の行政処分 147

警　備

1 警備警察 148
2 日本共産党 148
3 大衆・労働運動 149
4 極左暴力集団 149
5 オウム真理教 150
6 右翼運動等 151
7 ローン・オフェンダー等 152
8 対日有害活動 152
9 経済安全保障対策等 153
10 不法滞在対策 153
11 国際テロ 154
12 サイバー攻撃 155
13 警衛・警護 156
14 治安警備等 156
15 災害警備 157
16 武力攻撃事態等への対処 158
17 小型無人機等対策 158

法令略称一覧

か	**警職法**	警察官職務執行法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	刑訴法	刑事訴訟法
	拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範
	高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
	小型無人機等飛行禁止法	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
	国賠法	国家賠償法
	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
	こども性暴力防止法	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
さ	**災対法**	災害対策基本法
	児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
	児童買春禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
	児福法	児童福祉法
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
	障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
	情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律
	ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律
	性的姿態撮影等処罰法	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
	組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
た	**地公法**	地方公務員法
	通信傍受法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
	DV 防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
	道交法	道路交通法
	取調べ監督規則	被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則
な	**入管法**	出入国管理及び難民認定法
は	**廃掃法**	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律
	犯罪被害者支援法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
	犯捜規	犯罪捜査規範
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	不正アクセス禁止法	不正アクセス行為の禁止等に関する法律
	暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
ま	**麻向法**	麻薬及び向精神薬取締法
や	**行方不明者発見活動規則**	行方不明者発見活動に関する規則

1 刑法①（令和4年6月17日公布：侮辱罪・拘禁刑関係）

001 □□□	インターネット上の悪質な誹謗中傷が社会問題化したことなどを受けて、侮辱罪の法定刑が引き上げられた。	「拘留又は科料」から、「1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられた。 ○
002 □□□	侮辱罪を犯した者を蔵匿又は隠避させた者は、改正前は処罰されていたが、改正により処罰対象とならないこととなった。	蔵匿・隠避の対象は「罰金以上の刑に当たる罪を犯した者」であるため、侮辱罪を犯した者を蔵匿・隠避させた者は、改正により処罰されることとなった。 ×
003 □□□	侮辱罪は、改正により軽微犯罪ではなくなったため、通常逮捕又は現行犯逮捕において加重要件が求められなくなった。	侮辱罪は、改正前は軽微犯罪に当たり、通常逮捕・現行犯逮捕において加重要件が求められていたが、改正により軽微犯罪ではなくなった。 ○
004 □□□	侮辱罪の公訴時効期間は、改正の前後を通じて1年であり、変更はない。	侮辱罪の公訴時効期間は、改正前は1年であったが、法定刑の引上げにより、3年となった（刑訴法250条2項6号）。 ×
005 □□□	明治40年の刑法制定以来115年ぶりに刑罰制度が見直され、懲役と禁錮に関する規定が削除され、新たに拘禁刑が創設された。	これに伴い、個別の犯罪類型の法定刑である懲役、禁錮は全て「拘禁刑」に置き換えられることとなった（令和7年6月1日から）。 ○
006 □□□	令和7年6月1日以降、刑罰は、死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収の6種類となった。	懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとなった。 ○

2 刑法②（令和5年5月17日公布：逃走罪関係）

007 □□□	改正により、単純逃走罪及び加重逃走罪の主体が広げられ、「裁判の執行により拘禁された者」となった。	「裁判の執行により拘禁された者」ではなく、「法令により拘禁された者」が正しい。 ×

008	現行犯逮捕され又は緊急逮捕（逮捕状の発付前）されて、刑事施設等に留置される前の被疑者が逃走した場合は、単純逃走罪の刑責を負う。	問題文の者は「法令により拘禁された者」に当たるため、逃走すれば、単純逃走罪の刑責を負う。 ○
009	警察官職務執行法３条により保護された者が逃走した場合、単純逃走罪の刑責を負う。	「単純逃走罪の刑責を負う」は誤り。警職法３条の被保護者は、逃走罪の主体に含まれない。 ×
010	単純逃走罪は、法定刑が引き上げられたことにより、緊急逮捕ができる犯罪となった。	単純逃走罪は、法定刑が「1年以下の懲役」から「3年以下の拘禁刑」に引き上げられたため、緊急逮捕をすることができる犯罪に当たることとなった。 ○

3 刑法③（令和５年６月23日公布：性犯罪関係）

011	強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪が統合され、不同意わいせつ罪となった。	強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪は、不同意わいせつ罪に改められた。 ○
012	不同意わいせつ罪は、主体及び客体の性別について制限はない。	主体及び客体のいずれについても、男女を問わない。 ○
013	刑法176条１項に規定する不同意わいせつ罪の行為は、同項１号から８号に掲げる行為・事由その他これらに類する行為・事由により、わいせつな行為をすることである。	問題文の行為・事由により、「同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて」、わいせつな行為をすることが必要である。 ×
014	暴行・脅迫などをすることにより同意しない意思を形成し、表明し又は全うすることが困難な状態でわいせつ行為をすれば、被害者の年齢を問わず刑法176条１項に規定する不同意わいせつ罪が成立する。	刑法176条１項に規定する不同意わいせつ罪は、年齢を問わずに成立することを明確にする趣旨で、同項には年齢を規定しないこととした。 ○

刑 法

1 罪刑法定主義

001
□□□
罪刑法定主義とは、犯罪と刑罰はあらかじめ法律で定められていなければならないとする原則をいう。

罪刑法定主義は、「法律なければ刑罰なし」という考え方であり、犯罪と刑罰はあらかじめ法律で定められていなければならないとする原則である（憲法 31 条）。 ○

002
□□□
犯罪行為後に刑罰法規が改正され、刑が軽く改められた場合であっても、改正後の刑罰法規の内容を行為時に遡って適用することは罪刑法定主義に反する。

「改正後の刑罰法規の内容を行為時に遡って適用することは罪刑法定主義に反する」は誤り。実行行為後に刑罰法規が改正され、刑罰が軽くなった場合は、被告人の利益となるため、当該軽い刑罰を行為時に遡って適用しても罪刑法定主義に反しない（刑法 6 条）。 ×

003
□□□
犯罪と刑罰は、「法律」によって定められていなければならない。この「法律」には、法律の委任を受けた政令、条例又は慣習法が含まれる。

「慣習法が含まれる」は誤り。罪刑法定主義における「法律」には、法律の委任を受けた政令及び条例が含まれるが、慣習法や条理は含まれない。 ×

004
□□□
ある刑罰法規につき、類推適用することはもちろん、条文の文言を、語義の可能な範囲内で通常の意味よりも広げて解釈することも許されない。

「条文の文言を、語義の可能な範囲内で通常の意味よりも広げて解釈することも許されない」は誤り。問題文の解釈を拡張解釈といい、これは許される。 ×

2 刑法の場所的適用範囲

005
□□□
日本国内で行われた犯罪行為について、行為者の国籍のいかんによっては、我が国の刑罰法規が適用されないことがある。

「行為者の国籍のいかんによっては、我が国の刑罰法規が適用されないことがある」は誤り。刑法は、日本国内で罪を犯した全ての者に適用される（刑法 1 条 1 項）。 ×

006	日本の刑法の適用範囲は、原則として属地主義を採用し、属人主義及び保護主義等で補充している。	刑法は、日本の領域内で行われた犯罪に日本の刑法を適用する属地主義（刑法 1 条）を原則に、日本の法益保護に必要な限度で刑法を適用する保護主義、国際協調の観点から犯罪地を問わず刑法を適用する世界主義、国籍を基準に日本の刑法を適用する属人主義を補充的に適用している（刑法 2 条～4 条の 2）。 ○
007	外国人が、日本国内で外国人の財物を窃取した場合、我が国の刑法は適用されない。	原則として日本国内で行われた犯罪については、犯人及び被害者の国籍を問わず我が国の刑法が適用される（属地主義、刑法 1 条 1 項）。 ×
008	日本国民が、外国で日本国民に対して暴行罪を犯した場合、我が国の刑法が適用される。	暴行罪（刑法 208 条）は国民の国外犯（刑法 3 条）及び国民以外の者の国外犯（刑法 3 条の 2）の適用対象に含まれていないため、我が国の刑法は適用されない。 ×
009	外国人が、外国で、行使の目的を持って日本国の通貨を偽造した場合、我が国の刑法が適用される。	内乱罪や通貨偽造罪といった日本の国家的利益、重要な社会的利益を保護する犯罪については、国外で犯された場合には、犯人の国籍を問わず我が国の刑法が適用される（全ての者の国外犯、刑法 2 条）。 ○

3 不作為犯

010	「真正不作為犯」とは、構成要件的行為を不作為の形式で規定した犯罪をいい、通常は作為で行われる構成要件を不作為によって実現する場合を「不真正不作為犯」という。	真正不作為犯の代表例は、多衆不解散罪や不退去罪があり、不真正不作為犯の代表例は保護責任者遺棄罪である。 ○

1 捜査の端緒

001

親告罪で甲が起訴されたところ、共犯者乙の存在が明らかになった。甲に対する告訴は、乙に対しても有効である。

刑訴法 238 条 1 項。共犯の 1 人又は数人に対してなされた告訴やその取消しは、原則として他の共犯者にも効力が及ぶ（告訴の主観的不可分の原則）。 ○

002

甲は路上を自転車で走行中、前方不注視により歩行者 A に衝突し、傷害を負わせた。A の告訴調書には、甲に対する処罰意思について、「今後このような走行はしないようにしてください。」と録取されていた。かかる告訴は有効である。

「有効である」は誤り。過失傷害罪は親告罪である（刑法 209 条）。そして、有効な告訴であるためには処罰の意思表示が必要だが、問題文のような録取では、処罰の意思表示とは認められない。例えば、「厳重な御処分をしていただきたい」（大阪高判昭 34.3.4）、「今度からこんないやらしいことをしないようにしてください」（東京地判昭 34.4.28）などの告訴権者の供述で、処罰の意思を認めるに足りないと判断されている。 ×

003

甲は、路上で飼い犬を散歩させていた際、同犬の首輪につながれたリードの先端を片手で持っただけで追随したため、同犬が歩行中の男児 A に噛みつき、傷害を負わせた。A は甲を処罰しなくてよい旨述べたが、A の親権者である母親 B は甲を処罰してほしい旨述べた場合、B の告訴調書を作成することは妥当である。

A の法定代理人である B は、A の告訴意思に関係なく（たとえ A が甲を処罰しなくてよいと言っていたとしても）、独立して告訴することができる（刑訴法 231 条 1 項）。したがって、告訴調書を作成することは妥当である。 ○

004

代行検視とは、検察官が自ら検視を行う代わりに、検察事務官又は司法警察員に対して、補助者として検視を行わせることである。

「補助者として」は誤り。代行検視を命じられた検察事務官又は司法警察員は、自らの資格に基づき、検視を行う。 ×

005

犯人が自分の妻を介して自己の犯罪事実を警察に申告させた場合には、自首が成立する余地はない。

「成立する余地はない」は誤り。他人を介して自己の犯罪を捜査機関に申告した場合にも、自首が成立するとしている（最判昭 23.2.18）。 ×

006 □□□	自首の要件である「捜査機関に発覚する前」とは、犯罪事実及び犯人のいずれもが捜査機関に発覚していない場合をいう。	したがって、犯罪事実は捜査機関に知られているが、その犯人が誰であるかまだ捜査機関に知られていない場合も「捜査機関に発覚する前」に含まれる（名古屋高判昭28.11.26）。なお、犯罪事実及び犯人が判明していて、犯人の所在だけが判明していない場合は、「捜査機関に発覚する前」とはいえず、自首が成立することはない（最判昭24.5.14）。 ○
007 □□□	代理人による自首は認められない。	代理人による告訴は認められているが（刑訴法 240 条）、同条が準用されていないことから、代理人による自首は認められない（名古屋高判昭29.7.5）。 ○
008 □□□	交通違反をした車両を警察官が停止したところ、覚醒剤の使用が発覚したと勘違いした犯人が同事実を申告した場合、自首が成立する。	自首する際に、その動機は問題とならない（福島地判昭 50.7.11）。 ○
009 □□□	特別司法警察職員にも、警察官と同様に、一般的に警察官職務執行法の適用があり、職務質問を行う権限がある。	「一般的に警察官職務執行法の適用があり、職務質問を行う権限がある」は誤り。警職法は、一般司法警察職員である警察官に適用される法律である。そのため、個々の法律において明文の規定がある場合（海上保安庁法 20 条等）を除き、特別司法警察職員に対して一般的に適用又は準用されるものではなく、職務質問の権限はない。 ×

生活安全

1 防犯活動

001
□□□
防犯活動を効果的に推進するためには、活動計画を策定するための基礎資料となる各種の防犯情報を収集しなければならない。

断片的な防犯情報でも、他の情報と照合され、あるいは総合的に検討された結果、極めて重要な意義を持つことが多い。 ○

002
□□□
自転車の防犯登録は、自転車の利用者に対し義務付けられているわけではなく、任意である。

「任意である」は誤り。自転車の防犯登録は、利用者に対して義務付けられている（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 12 条 3 項）。 ×

003
□□□
万引きは、少年によるものがほとんどであり、少年非行の入口となる犯罪の 1 つである。

「少年によるものがほとんど」は誤り。万引きの被疑者は少年から高齢者まで幅広く、近年の検挙人員は、高齢者が少年を大幅に上回っている。 ×

2 ストーカー規制法違反の取締り

004
□□□
相手方の旅行先のホテル付近をみだりにうろつく行為は、つきまとい等として規制の対象となる。

通常いる場所のほか、実際にいる場所の付近における行為も規制対象である（ストーカー規制法 2 条 1 項 1 号）。 ○

005
□□□
GPS 機器等をひそかに取り付けたプレゼントを相手方に手渡す行為は、位置情報無承諾取得等に該当する。

なお、「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすることをストーカー行為という（ストーカー規制法 2 条 4 項）。 ○

006
□□□
禁止命令等は、警告を受けた者がそれに従わない場合に限り、これをすることができる。

禁止命令等は、警告を経なくてもすることができる。なお、禁止命令等は、相手方の申出又は都道府県公安委員会の職権で行う（ストーカー規制法 5 条 1 項）。 ×

007
□□□
警察本部長等の援助においては、被害者にストーカー行為者の氏名等を教示することはできない。

警察本部長等の援助の内容には、ストーカー行為者の氏名等を教示することも含まれている（ストーカー規制法 7 条 1 項、同法規則 15 条 2 号）。 ×

3 配偶者からの暴力への適切な対応

008
□□□
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律にいう「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にあるが婚姻の届出をしていない者は含まれない。

事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれる（DV 防止法 1 条 3 項）。 ×

009
□□□
配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することが義務付けられている。

「義務付けられている」は誤り。通報は義務ではない（DV 防止法 6 条 1 項）。なお、この場合の「暴力」は身体に対する暴力に限られる。 ×

010
□□□
保護命令を発出することができるのは、現に婚姻関係にある配偶者に限られ、離婚後の元配偶者に対して同命令を発出することはできない。

保護命令は、離婚後の元配偶者に対しても発出することができる場合がある（DV 防止法 10 条 1 項、10 条の 2）。 ×

4 その他の人身安全関連事案

011
□□□
恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の対応に当たっては、被害者等の安全を確保することが最優先となる。

加害者が被害者等に危害を加えることが物理的に不可能な状況を速やかに作り上げる必要がある。 ○

012
□□□
児童虐待を裏付ける事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろう場合には、児童相談所等に通告することが義務付けられている。

「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者には、通告義務が課されている（児童虐待防止法 6 条 1 項）。 ○

013
□□□
虐待を受けたと思われる 65 歳以上の高齢者が障害者である場合は、原則として、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく通報を行う。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」ではなく、「高齢者虐待防止法」が正しい（令和 4 年 12 月 15 日付け警察庁通達「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応について」第 1・1(1)）。 ×

1 犯罪捜査の基本

001
□□□
関東管区警察局は、重大サイバー事案に係る共同捜査を行おうとし、又は終了しようとするときには、原則として、あらかじめ、警察庁にその旨を報告しなければならない。

犯罪捜査共助規則 26 条の 9 第 2 項。緊急やむを得ない場合においては、事後速やかに報告する。 ○

002
□□□
捜査資料は、捜査幹部が、捜査の終結、公訴の提起、公判維持等の観点から、保管の必要がなくなったと認める場合まで保管する。

なお、保管期間を終了した捜査資料については、確実に廃棄又は消去し、所属長及び捜査幹部は捜査資料の管理を徹底しなければならない。 ○

003
□□□
警察官は、具体性を欠く断片的な情報について、積極的に入手し報告する必要はない。

「必要はない」は誤り。断片的な情報であっても、他の関連情報と総合検討することで集約された捜査情報となることがあるから、積極的に入手・報告するよう努める。 ×

004
□□□
いかなる場合でも、真相解明のため、被害者の記憶が鮮明な間に事情聴取を行い、治療等はその後にさせる。

「いかなる場合でも」は誤り。怪我の程度等を確認した上、必要であれば、治療等を優先させるべきであり、被害者には十分に配慮するよう心掛けなければならない。 ×

2 被害届・告訴・告発・自首の取扱い

005
□□□
被害の届出を受けた場合は、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

犯捜規 61 条。もっとも、被害者等の負担を考慮し、事件の捜査は管轄警察署等に引き継がれること等を説明して、被害者等が同警察署等に届け出る意向を示した場合は、受理しなくてもよい。 ○

006
□□□
告訴・告発を受理した場合、捜査の結果、罪とならないことが明らかとなったときでも、検察官に送付しなければならない。

結果を問わず、速やかに書類及び証拠物を送付しなければならない（刑訴法 242 条）。 ○

007

告訴・告発は、複雑な事案で一定の財務捜査を経なければ事件性が判然としないなど特別な事情がある場合を除き、最初の相談日から 6 か月以内に受理・不受理の判断を行うように努める。

「6 か月」は誤り。3 か月以内が正しい。なお、受理を先延ばしにすると、検討結果の罪名が相談当初と異なることで公訴時効が完成するおそれがあるため注意しなければならない。 ×

008

個々の警察官の認識では犯人が特定されていなくても、捜査機関全体として見た場合に犯人は特定されていると評価できるときには、「捜査機関に発覚する前」には該当せず、自首は成立しない。

自首の要件である「捜査機関に発覚する前」とは、各警察署の枠を超え、捜査機関全体における犯人特定のための捜査活動の進捗状況に応じて判断すべきである（東京地判令 4.6.7）。 ○

3 臨場・証拠保全

009

警察官は、現場臨場を必要とする犯罪の発生を知ったときは、捜査専従員であると否とを問わず、速やかに現場に臨み、必要な捜査を行わなければならない。

臨場は、犯人逮捕や証拠の確保等を目的とするものであり、平素から現場鑑識資機材の取扱いにも習熟しておく必要がある。 ○

010

現場に負傷者があり、緊急に救護を要すると認められる場合には、写真撮影により現場を記録するなど最低限の現場保存をした後に、速やかに救急車を要請するなど救護の措置を講じる。

「現場保存をした後に」は誤り。現場を破壊しないように留意する必要はあるが、そのために救護が手遅れになってはならない（犯捜規 85 条 1 項、2 項）。 ×

011

現場観察は、できる限り犯行時と同一条件下で行う。

例えば、時間により明暗の度合い等の視認条件が異なることから、観察の正確性が歪むおそれがあるため。 ○

012

屋外において発見された遺留品が日光・雨・雪にさらされている場合、これらの物を屋内など適当な場所に移動して採証活動を行うことは、移動中に資料を破壊、散逸、混同させるおそれがあるため、慎むべきである。

「慎むべきである」は誤り。もっとも、移動して採取活動を行う場合は、検体の場所・向き等を記録し、移動中に資料を破壊等させないように配慮する必要がある。 ×